

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの
改定等に係る検討会（第12回）
議事概要 要旨版

開催日時：令和6年3月13日（水）13:15～14:00

開催場所：オンライン会議

議 事：

1. 前回検討会と地方公共団体への意見照会を踏まえた対応及び中間報告案
2. その他

○：構成員 ●：総務省（事務局）

1. 前回検討会と地方公共団体への意見照会を踏まえた対応及び中間報告案

中間報告案の外部公表について、構成員からご了解をいただいた。

2. その他

- 補足になるが、政府統一規範及び政府統一基準は、「情報システム及び情報通信ネットワークそのもの」を対象とした「サイバーセキュリティ」に加え、書面を含む情報セキュリティも対象としており、国の行政機関が準拠すべき「サイバーセキュリティ対策を含む情報セキュリティ対策」となっている。今般の地方自治法の改正により、情報システムの適正な利用を図るために、セキュリティ確保を含む必要な措置を講じることが規定されることとなるため、同法においては情報システムそのものを含む「サイバーセキュリティ」の用語を用いることとしているが、国の行政機関と同様、地方公共団体についても、サイバーセキュリティ対策に加え書面を含めた情報全般のセキュリティ対策の実施や、そのための方針が策定されることが望ましいため、改正法で規定される総務大臣の指針を示すにあたっては、ガイドラインと同様、サイバーセキュリティを含む情報セキュリティ対策について示すこととし、地方公共団体に対しても、総務大臣の指針に倣った方針の策定を求めることとする。
- 今回の地方自治法の改正によって、一部事務組合を含む地方公共団体が対象となるが、一部事務組合等では、セキュリティポリシーの策定やCSIRTの構築ができていない状況である。今後、ガイドラインの改定等によってセキュリティポリシーの策定率等が高まることを期待する。
- 一部事務組合には専門性のある職員がおらず、外部委託等を利用してセキュリティポリシーを策定するようなケースが想定される。外部委託等を利用する団体に対し、今回の地方自治法改正の中で財政的担保に関する措置が含まれているか。
- セキュリティに関する方針について、都道府県及び市区町村の99%が策定しており、その中には町村も含まれている。今回の地方自治法の改正で、地方公共団体に策定義務付けているのは、ガイドラインの基本方針相当の基礎的な内容である。総務大臣の指針も示すため、セキ

セキュリティの専門的な知識がなくても策定が可能だと考えられるが、それでも外部委託等に頼らざるを得ないという理由があれば、財政措置等の検討の可能性はある。

- また、一部事務組合の中には、既にセキュリティポリシーを策定している団体もあるため、未策定団体は、総務大臣指針の他、策定済みの団体のものを参考に取り組んでいただくことも考えられる。

以上